

障害福祉サービス事業

指定申請のてびき

【対象サービス】

居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護

短期入所 ・ 共同生活援助 ・ 自立生活援助

重度障害者等包括支援 ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援

この資料は、令和8年4月現在の制度等に基づき作成したものです。
※制度改正等により今後変更の可能性があることに留意してください。

令和8年4月
兵庫県障害福祉課

〔ホームページへのアクセス方法〕

兵庫県トップページ <https://web.pref.hyogo.lg.jp>

→「分類から探す」→「健康・医療・保健」→「障害者福祉」→「障害者総合支援法サービス
(事業者向け情報)」

目 次

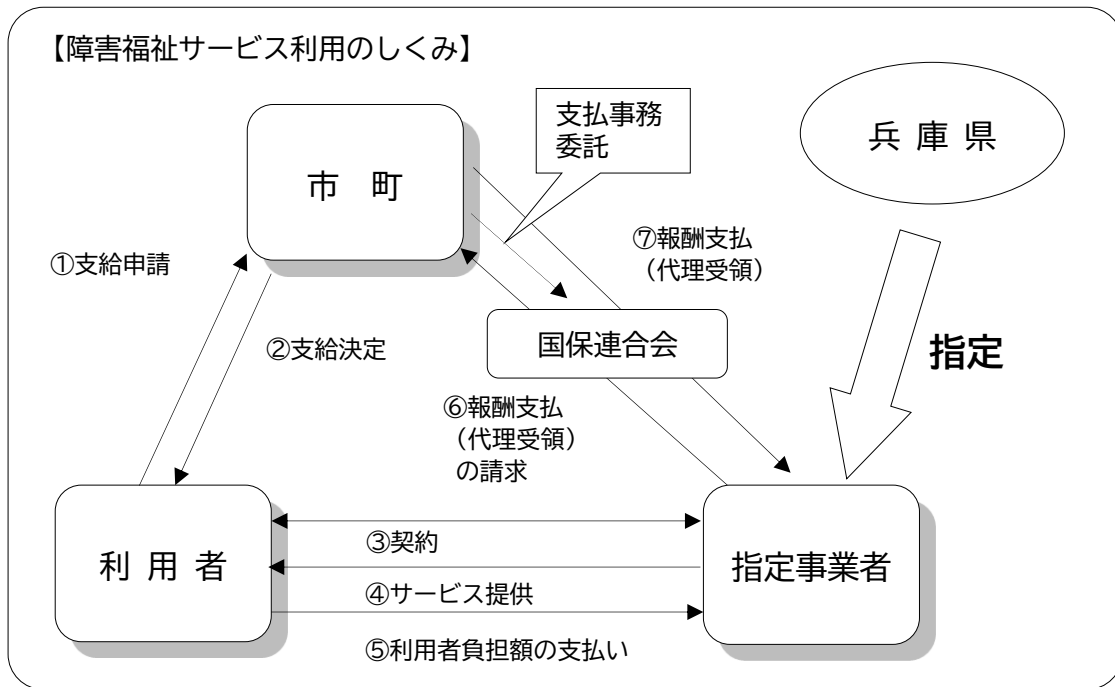
I	概要	1
II	指定申請について	6
III	サービス共通の留意点	8
IV	各サービスの留意点	
	○居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	15
	○短期入所	24
	○自立生活援助	27
	○共同生活援助	29
	○重度障害者等包括支援	35
	○計画相談支援・障害児相談支援（指定は各市町）	36
	○地域移行支援・地域定着支援	38
V	サービス管理責任者について	40
VI	業務管理体制の整備について	44
VII	その他	45

I 概要

1 はじめに

障害福祉サービスを利用する障害者・障害児の保護者には、居住地の市町からサービスを利用するための費用として、介護給付費又は訓練等給付費が支給されます（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法」という。）第 29 条第 1 項）。ただし、同条第 5 項の規定により、実際の費用は、サービスを提供する事業者による代理受領方式をとりますので、市町から事業者を支払われることとなります。

障害福祉サービス事業を提供する事業者は、都道府県知事（又は政令市・中核市）の指定を受ける必要があります。



2 指定の必要なサービス種類

指定が必要な障害福祉サービス事業は次のとおりです。

障害福祉サービス事業（都道府県または政令市・中核市が事業者を指定）
【介護給付】法第 28 条第 1 項 ○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○療養介護 ○生活介護 ○短期入所 ○重度障害者等包括支援 ○施設入所支援
【訓練等給付】法第 28 条第 2 項 ○自立訓練（機能訓練）○自立訓練（生活訓練）○就労選択支援 ○就労移行支援 ○就労継続支援 A 型 ○就労継続支援 B 型 ○就労定着支援 ○自立生活援助 ○共同生活援助

一般相談支援（都道府県または政令市・中核市が事業者を指定）
【地域相談支援給付】法第 51 条の 14 第 1 項 ○地域移行支援 ○地域定着支援

※ 計画相談支援・障害児相談支援の指定は所在地の市町が行います。

3 指定の要件

事業者・施設の指定は、

- ・法人格を有すること
- ・事業所又は施設の指定基準を満たすこと
- ・適正な運営が見込めること

を要件として、「サービスの種類ごと」「事業所ごと」に行われます。

*** 欠格事由について（法第 36 条第 3 項）**

法に定める欠格事由に該当する場合は指定が受けられません。

*** 指定基準について（法第 43 条）**

サービス種別毎に以下の3つの視点から、指定基準が定められています。

指定を受けた以降も指定基準を遵守する必要があります。

- 人員基準（従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準）
- 設備基準（事業所に必要な設備等に関する基準）
- 運営基準（サービス提供にあたって事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準）

*** 報酬算定基準について（法第 29 条、第 30 条、附則第 22 条）**

報酬の算定に関しては、指定基準とは別に、算定基準が定められています。

算定にあたっては、事前に介護給付費等算定届の提出が必要です。

- 基本報酬
- 加算・減算

要件・基準の内容については、次の省令等や、関係する通知を参照して下さい。

	略称	名称
根拠法令	法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
	政令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）
	規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）
指定基準	基準省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）
	解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号）
	条例	法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成 24 年 3 月 21 日条例第 4 号）

	略称	名称
報酬 算 定	報酬 告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 124 号）
	留意 事項 通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）
Q&A		障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A

【参考】関係法令等や関係通知等をインターネットで確認される場合

(1) 根拠法令、告示、通知

デジタル庁 e-Gov 法令検索 <https://laws.e-gov.go.jp/>

厚生労働省 法令等データベースシステム <https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

(2) 事務連絡、Q&A 等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai shahukushi/service/index_00001.html

厚生労働省「障害福祉サービス等」ホームページ>「10 障害福祉サービス等に関する Q&A」(H18～H27)、「11 障害福祉サービス等報酬改定」(H24～最新のものまで。各報酬改定のリンク先に掲載があります。)などに掲載されています。

また、事業を行うにあたっては、社会福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法など、申請者や事業形態等に応じて適用を受ける障害者総合支援法以外の法令についても遵守事項が生じる場合があります。指定申請の前に申請者自身が適用を受けている関係法令についても確認し、それらに反しないように取り組んでください。

指定基準を満たしていない指定事業者等に対して、県は、改善勧告、改善命令、指定取消等の処分を行うことができます。(法第 48 条、第 49 条、第 50 条 等)

4 基準該当事業所

【基本的な考え方】

市町は、支給決定を受けた者が、指定障害福祉サービス以外の障害福祉サービス（基準該当事業所として、市町が認めた事業所において提供されるものに限る。以下「基準該当障害福祉サービス」という。）を受けたときは、当該基準該当障害福祉サービスに要した経費について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができます（第30条第1項）。

基準該当障害福祉サービスとは、指定障害福祉サービス事業所としての指定を受けるべき要件（人員、設備及び運営に関する基準）のうち、一部を満たしていない事業者で、一定の基準（*）を満たすサービスの提供を行うものについて、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給の対象とすることにより、多様な事業者の参入を可能とし、地域においてきめ細かなサービス提供を可能とするものです。

*基準該当の基準についても、サービス種別毎に定められています。内容については、以下の省令を参照して下さい。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

【基準該当障害福祉サービスの規定が設けられているサービスの種類】

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 生活介護
- ・ 短期入所
- ・ 自立訓練（機能訓練）
- ・ 自立訓練（生活訓練）
- ・ 就労継続支援B型

【その他留意事項】

○ 基準該当障害福祉サービス事業所の登録制度の有無や登録時期等は、各市町において個別に判断することとされていますので、詳細については、サービスを提供する予定の市町に直接お問い合わせ下さい。

○ 基準該当障害福祉サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にかかる費用は、指定障害福祉サービスにかかる費用の85%相当の額とされています。

* ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年9月29日厚生労働省告示第539号）

5 共生型サービス

【基本的な考え方】

平成 29 年の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、

- ・ 障害者が 65 歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする
- ・ 地域の実情に合わせて（特に中山間地域など）、限られた福祉人材の有効活用

という観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」が、障害者総合支援法、介護保険法及び児童福祉法にそれぞれ位置付けられました。（法第 41 条の 2）

これは、上記 3 法のいずれかのサービスの指定を受けている事業所が、他の 2 法に規定する当該サービスに相当するサービスの指定も受けやすくする、「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定の特例」を設けたものです。

（介護保険サービス等の指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の同種サービスの指定を受けることが可能）

【共生型サービスの規定が設けられている障害福祉サービスの種類】

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 生活介護
- ・ 短期入所
- ・ 自立訓練（機能訓練）
- ・ 自立訓練（生活訓練）

【その他留意事項】

- 共生型サービスに係る指定の申請方法については、既存の指定障害福祉サービス等に係る申請書と同様の記載事項としつつ、3 法で共通する項目の一部につき、既に指定権者に提出している事項と変更がない場合には、申請書の記載又は書類の提出を省略・簡素化できます。
- 共生型サービスにかかる報酬の額は、本来的な障害福祉サービス等事業所の基準を満たしていないため、本来の報酬とは区別し、基準該当サービスを参考に設定されています。（ただし、居宅介護・重度訪問介護の共生型サービスについては、本来の報酬と同様の額を設定）

Ⅱ 指定申請について

1 指定申請のスケジュール

指定日（事業開始が可能となる日）は、原則、毎月1日、15日です。

申請受付後、休日を除く30日程度（補正に要する期間は除く）で審査を行いますので、指定申請書類は、希望する指定日のおおよそ1か月半前までには提出してください。（ただし、4月1日の指定のみ、申請が大変混み合いますので、2か月前（1月末まで）の提出をお願いします。）

2 提出書類

- 申請の際に必要な書類は、主に、①申請書、②付表、③参考様式、④その他添付資料ですが、サービスの種類によって異なりますので、ホームページの提出書類一覧を参照ください。
 - 申請様式は県ホームページ(https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/hw19_000000009.html)に掲載しています。
- ※ 厚生労働省からの通知や変更のお知らせ等は、特に重要なものを除き、上記のホームページに掲載することによりお知らせしますので、定期的に確認するようにしてください。

3 申請書類の作成と手順

- (1) 事業所ごとに申請書を作成し、必要事項を記入する。
 - (2) 指定申請を行うサービスの種類ごとの付表に必要な事項を記入する。
 - (3) サービスの種類ごとに必要な添付書類を作成・準備する。
- * 書類については、特段の定めがない限り日本産業規格A4型とします。
- * 申請書類は、正1部及び副1部を作成し、正1部を提出してください。（副1部は申請者において保管してください。）

4 申請先

- ・指定申請書類の提出先は、事業所所在地の県民局（健康福祉事務所）となります。（ただし、事業所所在地が神戸市・姫路市・尼崎市・西宮市・明石市の場合は、各市）

サービス種類	受付 (書類提出先)	審査・ 指定通知発行
【居宅系サービス・一般相談支援】 ○居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 ○短期入所 ○重度障害者等包括支援 ○自立生活援助 ○共同生活援助 (GH) ○地域移行支援、地域定着支援	事業所所在地の 県民局	事業所所在地の 県民局

- ・申請受付後は、休日を除く30日程度（補正に要する期間は除く。）で審査を行います。

※ 障害福祉サービスの指定に係る手数料の徴収は行っていません。

【提出先県民局（健康福祉事務所）一覧】

事業所所在市町名	担当部署	所在地	電話・FAX
芦屋市	阪神南県民センター 芦屋健康福祉事務所 監査・福祉課	〒659-0065 芦屋市公光町 1-23	(電話)0797-26-8151 (FAX) 0797-38-1340
伊丹市、宝塚市、 川西市、三田市、 猪名川町	阪神北県民局 宝塚健康福祉事務所 監査指導課	〒665-0032 宝塚市東洋町 2-5	(電話)0797-61-5174 (FAX) 0797-61-5188
加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町	東播磨県民局 加古川健康福祉事務所 監査・地域福祉課	〒675-8566 加古川市加古川町 寺家町天神木 97-1	(電話)079-421-9108 ・ 9296 (FAX) 079-422-7589
西脇市、三木市、 小野市、加西市、 加東市、多可町	北播磨県民局 加東健康福祉事務所 監査・福祉課	〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2	(電話)0795-42-9356 ・ 9357 (FAX) 0795-42-4050
神河町、市川町、 福崎町	中播磨県民センター 中播磨健康福祉事務所 監査・地域福祉課	〒670-0947 姫路市北条 1-98	(電話)079-281-9768 (FAX) 079-224-3037
相生市、たつの市、 赤穂市、宍粟市、 太子町、佐用町、 上郡町	西播磨県民局 龍野健康福祉事務所 監査指導課	〒679-4167 たつの市龍野町富永 1311-3	(電話)0791-63-5132 ・ 5133 (FAX) 0791-63-9225
豊岡市、養父市、 朝来市、香美町、 新温泉町	但馬県民局 豊岡健康福祉事務所 監査・福祉課	〒668-0025 豊岡市幸町 7-11	(電話)0796-26-3669 (FAX) 0796-26-3795
丹波篠山市、 丹波市	丹波県民局 丹波健康福祉事務所 監査・福祉課	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688	(電話)0795-73-3757 ・ 3758 (FAX) 0795-73-0259
洲本市、南あわじ市、 淡路市	淡路県民局 洲本健康福祉事務所 監査・福祉課	〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5	(電話)0799-26-2054 (FAX) 0799-22-3345

Ⅲ サービス共通の留意点

1 主たる対象者の特定について

法においては、事業者は、障害の種類にかかわらず、利用者を受け入れることが基本とされています。

ただし、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、対象とする障害の種類(主たる対象者)を特定して事業を実施することも可能とされています。

【主たる対象者特定の方法】

- 運営規程において規定する。
- 指定申請の際には、「主たる対象者(障害の種類)」と「主たる対象者を特定する理由」を記載した「指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等」(参考様式あり)を添付する。
- 理由は、主たる対象者を特定することがやむを得ないと認められるもの(対象としない障害種別についてサービス提供ができない理由)である必要がある。
(例) 知的障害者に対するサービス提供実績がないため

なお、主たる対象者からサービスの利用申込みがあったときは、正当な理由がなければサービス提供を拒否できません(応諾義務がある)。(指定障害福祉サービスの基準省令第11条、指定地域相談支援の基準省令第7条等)

一方で、主たる対象者以外の者からサービス利用の申込みがあった場合に、事業者は、利用申込者に主たる対象者を定めている理由を説明した上で、サービス提供を行うことが可能又は適当と認められるときには、サービス提供を行うことは差し支えありません。

2 定款の事業名の記載について

以下の記載例は法律に規定された事業名に従って記載する場合の例です。
必ずしもこの文言に限定するものではありません。

○定款の事業名の記載例

指定を受ける事業	記載例
障害福祉サービス事業 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、 重度障害者等包括支援、施設入所支援、 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、 就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助	法に基づく <u>障害福祉サービス事業</u> ※下線部分の表記だけでも可
一般相談支援事業 地域定着支援、地域移行支援	法に基づく <u>一般相談支援事業</u>

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」や「障害者総合支援法」のように法律名を入れると、法律が変わるたびに定款変更が必要となるため、法律名は必ずしも入れる必要はありません。
- 複数の障害福祉サービス事業を実施する場合も、「障害福祉サービス事業」という

総称を記載することで足るものとし、「居宅介護事業、重度訪問介護事業・・・」というように個別の事業名で規定する必要はありません。

- 社会福祉法人および医療法人の場合は、一部記載方法が異なる点があるため、それぞれの法人所管部署の取り扱いに基づいた記載として下さい。
- 地域生活支援事業に位置づけられる事業を実施する場合の記載例
「移動支援事業」「地域活動支援センター(を運営する事業)」「福祉ホーム」「相談支援事業」等

3 運営規程の作成

事業所ごとに運営規程を定める必要があります。運営規程に記載が義務付けられている内容は、サービス種別ごとに、基準省令（運営基準）に規定されていますので、それらを満たすように作成してください。

また、事業を行う基準として、基準省令に定めるもののほか、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成 24 年 3 月 21 日条例第 4 号）」により、県の独自基準を定めています。

県独自基準の内容についても、運営規程に盛り込むようお願いします。

【条例】（抜粋・注釈等追記）

第 10 条

- 2 指定障害福祉サービス等事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。
- 3 指定障害福祉サービス等事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。
- 4 指定障害福祉サービス等事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 5 指定障害福祉サービス等事業者は、省令第 24 条第 2 項、第 57 条第 4 項、第 121 条第 4 項、第 133 条第 4 項又は第 210 条の 5 第 5 項（それぞれ準用規定を含む）[※省令の内容：提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない] の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 指定障害福祉サービス等事業者は、省令第 33 条第 3 項、第 68 条第 3 項、第 122 条第 5 項（それぞれ準用規定を含む）又は第 213 条の 21 第 4 項 [※省令の内容：事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない] の研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業員の計画的な育成に努めるものとする。
- 7 指定障害福祉サービス等事業所の従業者は、利用者に対し、障害者虐待防止法第 2 条第 7 項各号に掲げる行為をしてはならない。
- 8 指定障害福祉サービス等事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定障害福祉サービス等事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

兵庫県独自基準に関する規定における運営規程への記載例

(研修による計画的な人材育成)

第〇条 事業者は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業員の業務体制を整備するとともに、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

- 2 前項の規定により、研修の実施計画を従業員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業員の計画的な育成に努めるものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第〇条 事業者は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(暴力団等の影響の排除)

第〇条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第〇条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 事業者は、障害者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該障害者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
 - 4 事業者は、障害者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(人格の尊重)

第〇条 事業者は、当該事業を利用する障害者の意思及び人格を尊重し、常に障害者の立場に立った障害福祉サービスを提供しなければならない。

(秘密の保持)

第〇条 事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

4 契約について（基本的な考え方）

（1）契約者について

- 法に基づく障害福祉サービスの利用制度は、利用者が事業者から直接サービスの提供を受ける仕組みですので、原則として利用者本人と事業者の間でサービスの利用にかかる契約を締結する必要があります。
- 何らかの支援があれば、本人の意思を確認できる単身の知的障害者については、社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業を活用すること等により、本人の意思により本人が契約できるよう配慮して下さい。

（2）契約にあたって事業者が行うべき事項について

【重要事項の説明】

サービスの利用申し込みに際して、事業者・施設の目的、運営方針、事業者・施設の概要及び職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、書面を交付して懇切丁寧に説明し、当該事業所からサービスの提供を受けることに利用者の同意を得なければなりません。

- * 重要事項説明書を交付し、説明をしたことを確認するために、説明・交付の時間、場所を記入し、事業者、説明者、利用者及び利用者代理人（代理人を選定している場合のみ）若しくは立会人（家族等が契約に立ち会う場合）が署名・捺印する欄を設けること。

【契約の締結】

市町の支給決定を受けた利用者と事業者・施設の間でサービスの利用に係る契約を締結する必要があります。当該契約は原則として書面で行う必要があります。

なお、社会福祉法第77条の規定により、社会福祉事業（障害者支援施設は第一種社会福祉事業、障害福祉サービス事業は第二種社会福祉事業に位置づけられる）の経営者は、福祉サービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければなりません。

- 一 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- 三 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 四 その他厚生労働省令で定める事項（福祉サービスの提供開始年月日、福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口）

- * ただし、書面の交付に代えて、政令の定めるところにより、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものにより提供することができるとされています。

【その他】

重要事項の説明や契約の締結以外に、事業者・施設が行わなければならない事項として、利用者の受給資格の確認、契約支給量の市町への報告（*）、サービス提供の記録、利用者負担額の受領及び領収証の交付、代理受領による介護給付費等が支払われた際の利用者への通知、個別支援計画の作成等があります。

- * 新規に契約したとき、契約を終了したとき、契約量を変更したときは、遅滞なく市町に報告する必要があります。

詳細については、基準省令（運営基準）等を確認し、適切に運営してください。

5 身体拘束禁止、虐待防止、業務継続計画策定、情報公表について

法又は指定基準（運営基準）により、各サービス共通で事業者に義務付けられている事項です。報酬告示では、取り組んでいない場合に基本報酬が減算となる制度も設けられていません。確実に取り組んでいただくよう、お願いします。

（1）身体拘束等の禁止 ※自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援は対象外

- ① サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」）を行ってはならない。
- ② やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- ③ 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（指定障害福祉サービスの基準省令 35 条の 2、125 条、213 条、213 条の 11、213 条の 22 等）

（2）虐待の防止 ※全サービス対象

- 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 三 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（指定障害福祉サービスの基準省令 40 条の 2、206 条、125 条、213 条、213 条の 11、213 条の 22、指定地域相談支援の指定基準 36 条の 2、45 条 等）

（3）業務継続計画の策定等 ※全サービス対象

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（指定障害福祉サービスの基準省令 33 条の 2、125 条、206 条、213 条、213 条の 11、213 条の 22、指定地域相談支援の指定基準 28 条の 2、45 条 等）

（4）サービス等の利用に資する情報の報告及び公表 ※全サービス対象

- ① サービスの提供を開始しようとするときは、サービス等情報を都道府県知事に報告しなければならない。
- ② 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、当該報告の内容を公表しなければならない。（法第 76 条の 3）

※ 法に基づく報告や公表は、「障害福祉サービス等情報公表制度」として運用しています。詳細は県ホームページ (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/johokohyo.html>) に掲載しています。

【参考】 指定基準に関する用語の定義

用 語	定 義
利用者	障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。
支給決定	法第 19 条第 1 項に規定する支給決定をいう。
支給決定障害者等	法第 5 条第 24 項に規定する支給決定障害者をいう。
支給量	法第 22 条第 7 項に規定する支給量をいう。
受給者証	法第 22 条第 8 項に規定する受給者証をいう。
支給決定の有効期間	法第 23 条に規定する支給決定の有効期間をいう。
指定障害福祉サービス事業者	法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
指定障害福祉サービス事業者等	法第 29 条第 2 項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。
指定障害福祉サービス	法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいう。
指定障害福祉サービス等	法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。
常勤換算方法	<p>指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数である。</p> <p>ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置を利用する場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算上も 1 と扱うことを可能とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【小数点の取り扱いについて】</p> <p>① 常勤換算をする場合 必要な員数について、確保すること。</p> <p>ア 基準人数算出 利用者数を除した数の小数点第 2 位以下を切り捨てる。</p> <p>イ 従業者常勤換算 従業者の勤務延時間数を、当該法人の常勤の従業者が従事すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は 32 時間とする。）で除した数を小数点第 2 位以下について切り捨てる。</p> <p><計算例></p> <p>○ 基準人数算出 当該法人の常勤従事者の週あたり勤務時間が 40 時間、利用者数 20 人の事業所で、基準上利用者数を 6 で除した数以上の員数を必要とする場合 基準人数算出 $20 \text{ 人 (利用者数)} \div 6 = 3.333 \dots \rightarrow 3.3 \text{ 人 (基準人数)}$ 必要勤務時間数 $40 \text{ 時間/週} \times 3.3 \text{ 人 (基準人数)} = 132 \text{ 時間/週 (必要勤務時間数)}$</p> <p>○ 従業者常勤換算 当該事業所の予定勤務体制が、勤務時間延べ 135 時間/週（週 40 時間勤務従業者 2 名、週 30 時間勤務従業者 1 名、週 25 時間勤務 1 名）の場合 従業者常勤換算 $135 \text{ 時間/40 時間} = 3.375 \dots \rightarrow 3.3 \text{ 人 (常勤換算)}$ ⇒ ゆえにこの場合、人員基準を満たしていることとなる。</p> <p>② 常勤換算をしない場合 基準上必要な員数について、端数は切り上げ、確保すること。</p> </div>

勤務延べ時間数	勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に位置づけられている時間又は当該指定障害福祉サービス等の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に参入することができる時間は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。
常勤	指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理者について、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間数の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たす。 常勤での配置を求められる従事者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、複数の非常勤の従事者を常勤換算することにより、人員基準を満たすことが可能。
「専ら従事する」、「専ら提供に当たる」、「専従」	原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいう。この場合のサービス提供時間数とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間（療養介護及び生活介護については、サービス単位ごとの提供時間）をいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

○ 従業者の兼務について

(1) 管理者については、管理業務に支障がない場合は次のとおり兼務できます。

- ① 同一事業所の他の職務と兼務する場合は、管理者1人としてカウントするとともに、兼務する職務の常勤換算に算定できます。
- ② 同一事業者によって設置される他事業所等の管理者又は従業者と兼務する場合は、他事業所の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合には、管理者1人としてカウントするとともに、兼務する管理者1人としてカウントまたは兼務する職務の常勤換算に算定できます。

(2) 管理者以外の職務については、時間を分けて複数の職務に従事する形態の兼務の場合は、それぞれ従事する時間分を常勤換算に算定できます。

IV サービスごとの留意点

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

1 サービスの概要

(1) 居宅介護

身体介護	障害者等につき、居宅において行う入浴、排せつ及び食事等の介護等
家事援助	障害者等につき、居宅において行う調理、洗濯及び掃除等の家事等
通院等介助	障害者等につき、通院等のための屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続、移動等の介助
通院等乗降介助	障害者等につき、通院等のため、ヘルパー等が自らの運転する車両への乗車又は降車の介助と併せて行う、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助

※ 特定のサービス行為に偏ってサービスを提供することは、基準違反となる（基準省令第4条第1項及び第32条）。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者・知的障害・精神障害であり常時介護を要する者につき、下記の介護等を総合的に行う。

- ・居宅において行う入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯等の介護
- ・居宅において行う掃除等の家事
- ・居宅において行う生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
- ・外出時における移動中の介護

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜の供与を行う。

(4) 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者につき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援助、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

※ 報酬請求は、実際に要した時間により算定されるのではなく、居宅介護等計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間により算定される。

2 人員配置基準について

職種	必要員数	要件等
管理者	1人（常勤・専従）	管理業務に支障がない場合は他の職務と兼務可
サービス提供責任者	1人以上（常勤・専従） ※具体的な配置基準は下記参照	資格要件は「3（1）サービス提供責任者」の資格要件を参照
従業者（ヘルパー）	常勤換算で2.5人以上 ※サービス提供責任者含む	資格要件は「3（2）従業者（ヘルパー）の資格要件」を参照

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護は共通の基準ですが、例えば1事業所で居宅介護と行動援護の両方の指定を受けようとする場合は、従業員の兼務が可能であるため、別々に人員を配置する必要はありません。
- また、介護保険の訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業を併せて行う場合も、従業員の兼務が可能であり、別々に人員を配置する必要はありません。
- ただし、提供するサービスの種別と有している資格等に応じて、算定できる単位数が変わりますので、サービス提供を行う際には注意してください。

サービス提供責任者の配置基準

サービス提供責任者は、以下（1）または（2）の該当する区分により配置する。

- ・「サービス提供時間」「従業者数」「利用者数」は前3月の平均とする。
- ・「サービス提供時間」「従業者数」は介護保険にはない障害福祉サービス事業所のみ基準。
- ・常勤換算方法による場合の取扱いは以下のとおり。
 - ア 事業所ごとに常勤・専従の者を事業の規模に応じて1人以上配置する。
 - イ 常勤職員を基本としつつ、非常勤職員の登用を一定程度可能とする。
 - ウ 1人を超えて配置が必要な事業所は、原則として1人分のみの常勤換算を可能とする。
 - エ 5人を超えて配置が必要な事業所は、3分の2以上を常勤の者とする。
 - オ 非常勤のサービス提供責任者の勤務時間は、常勤勤務時間数の2分の1に達していること。

（1）サービスごとの基準

サービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。

サービス名	月間のサービス提供時間	従業者数	利用者数
居宅介護	450時間ごとに1人	10人ごとに1人	40人ごとに1人(※)
同行援護	450時間ごとに1人	10人ごとに1人	40人ごとに1人(※)
行動援護	450時間ごとに1人	10人ごとに1人	40人ごとに1人(※)
重度訪問介護	1,000時間ごとに1人	20人ごとに1人	10人ごとに1人

- ※ 常勤のサービス提供責任者を3名以上配置し、かつサービス提供責任者の業務に主に従事する者を1名以上配置し、サービス提供責任者の業務が効率的に行われている場合は、「50人ごとに1人」とすることができる。

(2) 複数サービスを行う場合の基準

次のいずれかに該当する員数を置くこととする。

① 重度訪問介護とそれ以外を合わせて算出する方法(重度訪問介護の利用者が10人以下の場合)

サービス名	月間のサービス提供時間	従業者数	利用者数
居宅介護	450 時間ごとに1人	10 人ごとに1人	40 人ごとに1人
同行援護			
行動援護			
重度訪問介護			

② 重度訪問介護とそれ以外を合わせて算出する方法(重度訪問介護の利用者が10人を超える場合)

サービス名	月間のサービス提供時間	従業者数	利用者数
居宅介護	450 時間ごとに1人	10 人ごとに1人	〔重度訪問介護利用者〕 10 人ごとに1人 + 〔それ以外の利用者〕 40 人ごとに1人
同行援護			
行動援護			
重度訪問介護			

③ 重度訪問介護とそれ以外を別々に算出して合計する方法

サービス名	月間のサービス提供時間	従業者数	利用者数
居宅介護	450 時間ごとに1人	10 人ごとに1人	40 人ごとに1人
同行援護			
行動援護			
重度訪問介護	1,000 時間ごとに1人	〔重度訪問介護専従〕 20 人ごとに1人 + 〔重度訪問介護兼務〕 10 人ごとに1人	10 人ごとに1人

3 サービス提供責任者・従業者の資格要件について

(1) サービス提供責任者

指定事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護等の職務に従事する者のうち、事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければなりません。サービス提供責任者は、サービス種別に応じて、以下のいずれかの資格を有している必要があります。

(本表は、解釈通知に基づき、便宜上県で整理したものです。詳細については、通知をご確認ください。)

資格要件 サービス種別	養成研修修了者(各研修に相当する研修を含む)													みなし証明者	その他		
	介護福祉士	実務者研修	居宅介護職員初任者研修(注6)	居宅介護従業者養成研修1級(注6)	居宅介護従業者養成研修2級	介護職員初任者研修	訪問介護員養成研修1級	訪問介護員養成研修2級	介護職員基礎研修	障害者居宅介護従事者基礎研修	居宅介護従業者養成研修3級	訪問介護員養成研修3級	生活援助従事者研修			重度訪問介護従事者養成研修	同行援護従業者養成研修
居宅介護	○	○		○			○		○								
重度訪問介護	○	○	注2	○	注2	注2	○	注2	○								注3
同行援護(注4)	△	△	△	△	△	△	△	△	△						△		△
行動援護(注5)	△	△	△	△	△	△	△	△	△							△	

注1 平成18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者を含む。

注2 実務経験3年以上必要。実務経験の取扱いについては、介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等の取扱いと原則同様。

注3 資格要件を満たす者を確保できない特にやむを得ない事情がある場合は、従業者のうち、相当の知識と経験を有する者

注4 同行援護のサービス提供責任者の資格要件については22ページ参照

注5 行動援護のサービス提供責任者の資格要件については23ページ参照

注6 看護師又は准看護師の資格を有する者については、居宅介護従業者養成研修課程1級を修了したものと取り扱って差し支えない。また、居宅介護職員初任者研修修了の要件を満たしているものとして業務に従事することができる。

実務経験年数について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間(職員であった期間)が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

○1年以上(180日以上) ○2年以上(360日以上) ○3年以上(540日以上)

(2) 従業者（ヘルパー）

本表は、基準省令、解釈通知、「指定居宅介護の提供にあたるものとしてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示 538 号）」、「居宅介護職員初任者研修等について（平成 19 年 1 月 30 日障発第 0130001 号）」、報酬告示、留意事項通知等に基づき、便宜上県で整理したものです。詳細については、各告示・通知をご確認ください。

資格要件	介護福祉士	養成研修修了者(各研修に相当する研修を含む)													みなし証明者(注3)	その他		
		実務者研修	居宅介護職員初任者研修(注12)	居宅介護従業者養成研修1級(注12)	居宅介護従業者養成研修2級	介護職員初任者研修	訪問介護員養成研修1級	訪問介護員養成研修2級	介護職員基礎研修	障害者居宅介護従事者基礎研修	居宅介護従業者養成研修3級	訪問介護員養成研修3級	生活援助従事者研修	重度訪問介護従事者養成研修(注2)			同行援護従業者養成研修	行動援護従業者養成研修(注1)
サービス種別																		
居宅介護	身体介護	○	○	○	○	○	○	○	○	注4	注4	注4		注6			注4	
	家事援助	○	○	○	○	○	○	○	○	注5	注5	注5	○	注5			注5	
	乗降介助	○	○	○	○	○	○	○	○	注5	注5	注5		注5			注5	注7
重度訪問介護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	
同行援護(注8)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△注10	△注10	△注10			△		△注10	△注11
行動援護(注9)	△	△	△	△	△	△	△	△	△							△	△	

注1 サービス提供責任者の注1と同じ

注2 平成 18 年 9 月 30 日までの間に従前の日常生活支援従事者養成研修を修了した者を含む。

なお、居宅介護を行うことができるのは、市町がやむを得ないと認める場合のみ。

注3 支援費制度以前のサービス従事経験がある者（平成 18 年 3 月 31 日において現に身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業、児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者）で、必要な知識及び技術を有することを知事が証明した者

注4 報酬は、身体介護の報酬の 30%減算

注5 報酬は、家事援助又は乗降介助の 10%減算

注6 身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者に限る。重度訪問介護の報酬を算定（3 時間以上の場合、638 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数）。

注7 平成 18 年 9 月 30 日において、従来の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者（減算あり）

注8 同行援護の従業者の資格要件については 22 ページ参照

注9 行動援護の従業者の資格要件については 23 ページ参照

注10 所定単位数の 10%減算

注11 視覚障害者外出介護従業者養成研修を修了した者

注12 看護師又は准看護師の資格を有する者については、居宅介護従業者養成研修課程 1 級を修了したのものとして取り扱って差し支えない。また、居宅介護職員初任者研修修了の要件を満たしているものとして業務に従事することができる。

4 平成 25 年度以降の居宅介護従事者に係る養成研修について

平成 25 年度よりヘルパー研修が下記のとおりとなっています。

旧の研修修了者は、新の研修修了の要件を満たしていると取り扱います。

旧	新 (H25～)
居宅介護従事者養成研修 1 級、2 級	居宅介護職員初任者研修
居宅介護従事者養成研修 3 級	障害者居宅介護従事者基礎研修
訪問介護員養成研修 1 級、2 級 介護職員基礎研修	介護職員初任者研修

5 指定重度訪問介護事業者にみなされる取扱いについて

法施行規則第 34 条の 7 により、指定居宅介護事業者は、例え指定申請を行わなくても指定重度訪問介護事業者とみなされることとなっています。

ただし、重度訪問介護の指定を不要とする申し出た場合は、指定を受けないことができますので、指定が不要の場合は、指定申請の際に申し出てください。

6 通院等乗降介助の提供について

(1) 道路運送法との関係

通院等乗降介助の単位を算定するにあたっては、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）等他の法令等に抵触しないよう留意する必要があります。障害福祉サービスとしては、移送行為そのもの、すなわち運転時間中は当該所定単位数の算定対象ではなく、移送に係る経費（運賃）は評価しないとされています。（留意事項通知）

運送を有償で行う場合は、通院等乗降介助を行うにあたり、居宅介護事業所を運営する法人が、道路運送法の事業許可又は登録（次のア～オのいずれか）を受けていることが要件となります。

ア 道路運送法第 4 条許可（一般乗用旅客自動車運送事業の許可）

イ 道路運送法第 4 条許可（患者等輸送サービスに限定した一般乗用旅客自動車運送事業の許可）

ウ 道路運送法第 43 条許可（特定旅客自動車運送事業の許可）

エ 道路運送法第 78 条第 3 号許可（自家用自動車有償運送の許可）

オ 道路運送法第 79 条登録（福祉有償輸送及び過疎地有償運送の登録）

一方で、運送サービスに対する報酬が支払われないと扱われるものは、有償の運送には該当しないため、道路交通法上の許可又は登録は不要です。（乗降介助が障害福祉サービス等報酬の対象となっている場合でも、運送は障害福祉サービス等の対象外であり、利用者から運送の反対給付として金銭を収受しない場合は、許可又は登録は不要。）（令和 6 年 4 月 16 日付け厚生労働省等事務連絡「障害福祉サービス等における輸送に係る法的取扱いについて」）

(2) 指定申請の際の注意事項

通院等乗降介助のサービスを提供する場合は、指定申請時に下記の書類を県（県民局・県民センター）に提出する必要があります。

ア 「通院等のための乗車又は降車の介助」の算定に係るサービス提供体制等について

イ 運営規程 * 「通院等のための乗車又は降車の介助」を行う場合には、指定居宅介護の内容として運営規程に明示しなければならないこととされている。

ウ 道路運送法の許可書の写し（許可又は登録が必要な場合のみ）

エ 「通院等のための乗車又は降車の介助」を行おうとする居宅介護事業所に対する市町意見書

- * ①当該地域における「通院等のための乗車又は降車の介助」を伴う移送サービスの供給状況、②当該事業所のサービス提供体制、③市町との連携体制の確保状況、④その他指定に関し必要と認められる事項、について事業所の所在地市町の意見書が必要。(平成 16 年 9 月 29 日付け障障発第 0929001 号『「通院等のための乗車又は降車の介助」の適正な実施について」参照)

同行援護のサービス提供責任者及び従業者の資格要件について

（以下は、基準省令、解釈通知、「指定居宅介護の提供にあたるものとしてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示 538 号）」、報酬告示、留意事項通知等に基づき、便宜上県で整理したものです。詳細については、各告示・通知をご確認ください。

1 サービス提供責任者の資格要件

・介護福祉士
・実務者研修修了者
・介護職員基礎研修修了者
・居宅介護従業者養成研修 1 級修了者
・居宅介護職員初任者研修又は居宅介護従業者養成研修 2 級修了者で 3 年以上介護等の実務経験がある者



同行援護従業者養成研修
（一般課程 + 応用課程）の修了者

又は

同行援護従業者養成研修（一般課程）修了者で 3 年以上視覚障害者の介護等の実務経験（直接処遇）がある者



同行援護従業者養成研修
（応用課程※）の修了者
※R7.4.1 以降に行われるものに限る

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

2 従業者（サービス提供職員）の資格要件

同行援護従業者養成研修（一般課程）の修了者

- （※ 兵庫県では、以下のいずれかの研修修了者については、上記一般課程の修了者とみなす）
- ① 視覚障害者移動介護従業者養成研修（平成 15 年 3 月 24 日厚生労働省告示第 110 号）
 - ② 視覚障害者移動支援従業者（ガイドヘルパー）養成研修（平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 209 号）

又は

居宅介護従業者の要件を満たす者
（一部減算あり）



1 年以上の視覚障害に関する実務経験
（直接処遇）

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

又は

盲ろう者向け通訳・介助員（減算あり） ※ 令和 9 年 3 月 31 日までの間の暫定措置
（令和 3 年 3 月 31 日において、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者で、令和 6 年 3 月 31 日において同行援護の事業を行う事業所の従業員であった者）

行動援護のサービス提供責任者及び従業者の資格要件について

（以下は、基準省令、解釈通知、「指定居宅介護の提供にあたるものとしてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示 538 号）」、報酬告示、留意事項通知等に基づき、便宜上県で整理したものです。詳細については、各告示・通知をご確認ください。）

1 サービス提供責任者の資格要件

行動援護従業者養成研修の修了者
又は強度行動障害支援者養成研修
（基礎研修及び実践研修）の修了者



知的障害児者又は精神障害者の直接支援
業務に3年以上の従事経験を有する者

又は

経過措置（令和9年3月31日まで）

※令和3年3月31日において要件を満たしていた場合のみ（令和3年4月1日以降の従事経験は含まない）

・介護福祉士
・実務者研修修了者
・介護職員基礎研修修了者
・居宅介護従業者養成研修1級修了者
・居宅介護初任者研修修了者又は居宅
介護従業者養成研修2級修了者で3
年以上介護等の業務の実務経験のある
者



知的障害児者又は精神障害者の直接支援
業務に5年以上の従事経験を有する者

2 従業者（サービス提供職員）の資格要件

行動援護従業者養成研修の修了者
又は強度行動障害支援者養成研修
（基礎研修及び実践研修）の修了者



知的障害児者又は精神障害者の直接支援
業務に1年以上の従事経験を有する者

又は

経過措置（令和9年3月31日まで）

※令和3年3月31日において要件を満たしていた場合のみ（令和3年4月1日以降の従事経験は含まない）

居宅介護従業者の要件を満たす者



知的障害児者又は精神障害者の直接支援
業務に2年以上の従事経験を有する者

短期入所

1 サービスの概要

居宅においてその介護をする人が病気の場合等に、障害者支援施設等に短期間の入所をさせておこなわれる、夜間も含めた入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス

2 対象者等

区分	福祉型	福祉型強化	医療型
実施施設	障害者支援施設等	障害者支援施設等	病院、診療所、介護老人保健施設
宿泊の有無	宿泊あり (日帰り不可)	日帰り・宿泊 いずれも可	日帰り・宿泊 いずれも可
対象者	以下の①②のいずれかに該当 ①障害支援区分が区分1以上である障害者 ②厚生労働大臣が定める区分における区分1以上の障害児	以下の①②のいずれかかつ③に該当 ①障害支援区分が区分1以上である障害者 ②厚生労働大臣が定める区分における区分1以上の障害児 ③以下のいずれかに該当 1. 人工呼吸器(鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。)の管理 2. 気管切開の管理 3. 鼻咽頭エアウェイの管理 4. 酸素療法 5. 吸引(口鼻腔又は気管内吸引に限る。) 6. ネブライザーの管理 7. 経管栄養 8. 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等) 9. 皮下注射 10. 血糖測定(持続血糖測定器による血糖測定を含む。) 11. 継続的な透析(血液透析、腹膜透析等) 12. 導尿 13. 排便管理 14. 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置	以下のいずれかに該当 ≪18歳以上≫ ①区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 ②区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは区分5以上に該当する重症心身障害者 ③区分5以上に該当し、医療的ケアスコアが16点以上の者 ④区分5以上に該当し、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者 ⑤区分5以上に該当し、遷延性意識障害があり医療的ケアを必要とする者 ⑥①～⑤のに準じると市町村が認めた者 ≪障害児≫ ①重症心身障害児 ②医療的ケア児判定スコアが16点以上の障害児 ※報酬算定区分によっては、区分1以上に該当し、遷延性意識障害がある者や、筋萎縮性側索硬化症等運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された者も対象

※ 福祉型強化短期入所の報酬を算定するためには、看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師)を常勤で1以上配置する必要があります。

3 類型別指定基準

短期入所サービスの類型は、以下のとおりです。それぞれの類型に応じて、人員・設備基準が定められています。

入所型の施設で、併設型の指定を受けようとする場合は、空床型の指定も併せて申請することをご検討ください。

区分	併設型	空床型	単独型
概要	指定障害者支援施設等に併設され、指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設等と一体的に運営を行う事業所	利用者に利用されていない指定障害者支援施設等の全部又は一部の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所	指定障害者支援施設等以外の施設であって、利用者に利用されていない入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室において、指定短期入所事業を行う事業所 (「併設型」「空床型」以外)
人員基準	当該施設の入所者数及び併設事業所の利用者数の合計数を入所者とみなした場合に、当該施設として必要とされる数以上	当該施設の入所者数及び当該指定短期入所事業の利用者の数の合計数を当該施設の入所者とみなした場合に、当該施設として必要とされる数以上	ア 他事業所等(入所を除く)において行う短期入所であって、当該他事業所等のサービス提供時間(生活支援員の数) ・他事業所等と短期入所の利用者の合計数を当該他事業所等の利用者とみなした場合に、当該他事業所等で必要とされる数以上 イ 上記以外の場合(生活支援員の数) ・利用者数が6名以下 1以上 ・利用者数が7名以上 6:1以上
	※ 当該施設が宿泊型自立訓練事業所、共同生活援助事業所の場合は別途基準あり		
管理者	専ら当該事業所の職務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)		
設備基準	併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備(居室を除く。)を指定短期入所事業の用に供することができる。	指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りる。	<居室> ・居室の定員は4人以下。 ・地階は不可。 ・利用者1人当たりの床面積は8㎡以上(収納設備等を除く) 寝台又は代替設備を備えること。 ブザー又は代替設備を設けること。 <食堂> ・食事の提供に支障がない広さを有すること。必要な備品を備えること <浴室> ・利用者の特性に応じたものであること。 <洗面所、便所> ・居室のある階ごとに設けること。 利用者の特性に応じたものであること。

*指定障害者支援施設等(法第5条第8項、規則第5条、規則第6条)

- ①指定障害者支援施設
- ②児童福祉施設
- ③その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設(宿泊型自立訓練事業所、共同生活援助事業所)

- ※ 宿泊型自立訓練事業所、共同生活援助事業所の場合の人員基準（併設型、空床型共通）指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ①又は②に定める数
- ① 指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練等を提供する時間帯
指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び併設（空床）事業所の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合に、当該事業所として必要とされる数以上
- ② ①以外の時間帯
- ・利用者数が6名以下 1以上
 - ・利用者数が7名以上 6：1以上

4 短期入所（単独型）指定基準

短期入所サービス（単独型）の指定基準は、3に示すほか、以下のとおり取り扱います。

（1）人員基準

- （2）で定めるサービス提供時間を通じて生活支援員を1以上配置が必要です（他事業所等で行う場合の当該他事業所等のサービス提供時間を除く）。

（2）運営基準

- 「営業日」「営業時間」として、利用の受付等が可能な日及び時間を、「サービス提供日」「サービス提供時間」として、利用者に対するサービス提供が可能な日及び時間をそれぞれ定めることができます。これらは運営規程に記載してください。
- 上記の定めにより、営業日等を限定することは差し支えありません。ただし、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に提供する短期入所の趣旨を踏まえ、下記運営規程（記載例）を参考に、利用者等の必要な時に必要な指定短期入所の提供ができるよう努めてください。

〔運営規程（記載例）〕

（営業日及び営業時間等）

第〇条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 〇曜日から〇曜日までとする。ただし、国民の祝日、〇月〇日から〇月〇日までを除く。
- (2) 営業時間 午前〇時から午後〇時までとする。
- (3) サービス提供日 〇曜日から〇曜日までとする。ただし、国民の祝日、〇月〇日から〇月〇日までを除く。
- (4) サービス提供時間 午前〇時から午後〇時までとする。

2 前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

3 サービスの提供にあたっては、第1項の(3)及び(4)に関わらず、利用者等からの相談に応じるものとする。

- ※ 「営業日」「営業時間」は、利用の受付等が可能な日及び時間を、「サービス提供日」「サービス提供時間」は、利用者に対するサービス提供が可能な日及び時間をそれぞれ記載する。なお、日曜日、祝日、年末年始等にかかわらず営業又はサービス提供を行う場合は、「年中無休」、日曜日、祝日、年末年始等、特定の日を除き営業又はサービス提供を行う場合は、「日曜日、祝日及び〇月〇日から〇月〇日を除く毎日」等と記載する。

自立生活援助

1 サービスの概要

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。(直接的な介護の提供は行いません。)

2 対象者

居宅において単身であるため又は、同居家族等の障害や疾病等、生活環境の大きな変化その他の事情のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者

- (1) 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- (2) 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者(※)
- (3) 障害、疾病等の家族と同居しており(障害者同士で結婚している場合を含む)、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、生活環境の大きな変化その他の事情により自立生活援助による支援が必要な者(※)
- (4) 同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者

※ 自立生活援助による支援が必要な者 → 障害者の状態や生活環境等を踏まえ判断します。

(例) ・地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合

・人間関係や環境の変化等によって、1人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合(家族の死亡、入退院の繰返し等)

・市町村審査会における個別審査を経て必要性を判断した上で適当と認められる場合

3 事業者指定基準

[人員基準]・管理者

・サービス管理責任者 常勤専従の場合 60:1(他の職種と兼務不可)
常勤でない場合 30:1

・地域生活支援員 1人以上(常勤換算による必要な員数の配置は不要)

利用者の数が25人に対して1人を標準

(1人が支援する利用者数が30人を超えた場合、減算)

※ 業務に支障がない場合は他の職務の兼務可。

※ サービス管理責任者と地域生活支援員は兼務可。

※ 自立生活援助と地域相談支援の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営している場合は、地域相談支援に係る事業所に配置された相談支援専門員を自立生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

〔運営基準〕・自立生活援助計画に基づき、定期的（※）に利用者の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、必要な支援を行わなければなりません。

※ 報酬算定区分により、概ね週1回以上の居宅訪問又は居宅訪問とテレビ電話装置等活用による支援をそれぞれ月1日以上

・利用者の状況に応じて、携帯電話等により直接利用者又はその家族等と常時の連絡体制を確保しなければなりません。

共同生活援助（グループホーム）

1 サービスの概要

家庭的な雰囲気のもとで日常生活を送ることができるように、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言等を提供するサービス。

サービス提供形態について、①介護サービス包括型、②日中サービス支援型、③外部サービス利用型のいずれかを事業者が選択する事となります。

2 指定の単位

- 個々の共同生活住居毎に指定を行うのではなく、一定の地域の範囲内に所在する1以上の共同生活住居を1事業所として指定します。
*「一定の地域の範囲内」…主たる事務所から他の共同生活住居までが、概ね30分以内で移動可能な範囲
- 一人暮らしのニーズに応えるため、本体住居との密接な連携を前提に、「サテライト型住居」の設置が可能です。（日中サービス支援型は除く）

3 指定申請にあたっての留意事項等

- 開設にあたり、所在地の消防との協議や建築基準法に係る協議が必要となります。また、市街化調整区域では都市計画法上の開発協議が必要です。
- 開設後において、地域住民との連携及び協力等を得ながら運営を行えるよう、事前に地域との関係構築に努めてください。（開設にあたり、事業所の概要等について自治会や自治会長等に対して説明し、要望があれば説明会等を実施することが望ましい）
- 既に指定を受けた事業所の事業区域内に共同生活住居を新たに開設する場合は、住居追加から10日以内に変更届の提出が必要ですが、書類の受付に当たっては、事業所を新たに開設しようとする場合と同様に指定基準の遵守状況を確認しますので、新規指定と同様に上記の消防法等に係る協議等を行ったうえで、開設のおおよそ1ヶ月前までには事前に相談してください。

4 事業者指定基準

(1) 介護サービス包括型、外部サービス利用型

- ① 指定基準上の人員配置：起床から就寝までの活動時間帯における配置 → 基本報酬で評価
・世話人・生活支援員は、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として夜間及び深夜時間帯を設定し、当該夜間・深夜時間帯以外のサービス提供に必要な員数を確保することが必要です。
・基準上置くべき数に加えて、一定以上の世話人又は生活支援員配置が加配されている場合は、人員配置体制加算を算定することができます。（届出が必要）
・夜勤職員や宿直職員の配置は、指定基準上、必ずしも必要ではありません。
・複数の共同生活住居を持つ事業所についても必要な員数（必要配置時間数）は事業所全体の利用者数に応じて算出するため、住居ごとの必要時間が定められているものではありません。
- ② 夜間における配置：夜間時間帯（就寝から起床まで） → 加算で評価
・夜間における介護や緊急時の対応のため、夜勤職員や宿直職員を配置する場合や、防災・連絡体制を整備する場合は、夜間支援体制等加算を算定することができます。（届出が必要）

- ・夜間に職員の配置を行わない場合も、夜間の緊急時等における対応方法を定め、利用者に十分説明しておく必要があります。

(2) 日中サービス支援型

- ① 指定基準上の人員配置： → 基本報酬で評価
 - ・住居ごとに、1日を通じて1人以上の世話人又は生活支援員を配置する必要があります。
(夜間及び深夜の時間帯も、住居ごとに夜勤職員を1人以上配置することが必要です。)
 - ・基準上置くべき数に加えて、一定以上の世話人又は生活支援員配置が加配されている場合は、人員配置体制加算を算定することができます。(届出が必要)
- ② 指定短期入所の併設
 - ・グループホームに併設又は同一敷地内で、短期入所(併設型又は単独型)を行わなければなりません。
 - ・短期入所の定員はグループホームの定員合計が20人又はその端数を増すごとに1～5人です。

(3) その他

- 複数の住居を持つ場合も、利用者の安定した日常生活の確保と支援の継続性という観点から、住居ごとに専任の世話人を定める等の配慮を行ってください。
- 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じること、利用者に事故が発生した場合は、都道府県、市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じることが必要です。緊急時等における対応のため、障害者支援施設等との連携体制を確保することが必要です。

【指定基準関係】

区分	介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型
管理者	常勤1名		
サービス管理責任者	30:1 ※ 常勤要件なし(但し、常勤換算で0.5以上の配置が望ましい)		
生活支援員	①～④の合算した数以上(それぞれ小数点第4位以下切上げ、合算後に小数点第2位以下切捨て)(常勤換算方法) ① 区分3の利用者数を9で除した数 ② 区分4の利用者数を6で除した数 ③ 区分5の利用者数を4で除した数 ④ 区分6の利用者数を2.5で除した数		配置不要 介護サービスが必要な利用者には、居宅介護事業者に委託して実施
世話人	利用者数を6で除した数以上(常勤換算方法)	利用者数を5で除した数以上(常勤換算方法) ※世話人及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。	利用者数を6(※)で除した数以上(常勤換算方法) (※) H26年4月1日において現に存するグループホームについては、当分の間10で除した数以上
夜間支援従事者	指定基準上、配置の必要なし	夜間及び深夜の時間帯を通じて、共同生活住居ごとに夜勤職員を1人以上配置	指定基準上、配置の必要なし
定員(事業所)	4人以上(サテライト型住居の利用者を含む)		
定員(共同生活住居)	新規建物2～10人、既存建物2～20人(サテライト型住居の利用者を含まない) 日中サービス支援型は1つの建物に複数の住居の設置可、合計定員20人以下		
定員(ユニット)	2以上10人以下		
立地条件	入所施設及び病院の敷地内には一定の基準を満たす必要がある(兵庫県条例)		
居室面積	7.43㎡以上(4.5畳相当)		
居室定員	1人		
設備	ユニット毎に複数の居室、居間、食堂、便所、浴室、洗面所、台所が必要。 利用者の特性に応じて工夫されたものであること。		
従業者以外の介護	他の事業者へ委託も可		受託居宅介護事業者へ委託して実施
協力医療機関 協力歯科医療機関	必要		

○ 利用者数について

- ・「利用者数」とは、実利用者数ではなく前年度の平均実利用者数（新規指定の場合は推定数）
- ・計算方法は次のとおり。ただし、これらにより難しい合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定

期 間	計算方法
新設等から6月未満	定員の90%
新設等から6月以上1年未満	直近6ヶ月の全利用者延べ数／開所日数
新設等から1年以上経過	直近1年間の全利用者延べ数／開所日数
前年度（4月1日から3月31日）実績あり	前年度の全利用者延べ数／開所日数

※ 小数点第2位以下切り上げ

○ サテライト型住居について ※日中サービス支援型には設置はできません。

- ・ 入居定員 1名
- ・ 居室面積 7.43㎡以上
- ・ 設 備 原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備
- ・ 設置場所 本体住居から利用者が通常の交通手段で20分以内に移動可能な距離内
- ・ 設 置 数 1つの本体住居に2ヶ所まで。本体住居の入居定員が4人以下の場合は1ヶ所。
- ・ 支 援 定期的な巡回等により、日常生活上の援助を行う。

* 防火・安全対策について

(1) 防火対策

消防法令の一部改正により、障害の程度が重い方が利用するグループホーム等（障害支援区分4以上の者が概ね8割を超える施設）に防火管理者の選任、消防計画の作成、避難訓練の実施等が義務化されました。また、自動火災報知設備や火災通報装置（※1）、消火器、スプリンクラー設備の設置（※2）についても義務づけられました。

（※1）火災通報装置は自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動することが義務づけられています。

（※2）スプリンクラー設備に代えて、小規模なGH等に対応可能なパッケージ型自動消火設備の整備も可。

事業を行う際は、事前に必ず地元の消防署に協議し、必要となる防火対策の具体的な内容等を確認いただき、対策を講じてください。

(2) 非常災害時の対応、防犯に係る安全対策

全ての事業者は、水害・土砂災害への対応も含む非常災害対策計画を策定し、避難場所、避難経路や避難方法、災害時の連絡先・通信手段、人員体制や指揮系統等の把握を行い、職員へ周知するとともに、定期的な避難訓練を行う必要があります。

また、不審者情報があった場合の対応等についても体制構築しなければなりません。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助について

- 入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活上の援助に係る業務を、受託居宅介護サービス事業者（指定居宅介護サービス事業者）に委託して実施する。
- 介護サービスの提供に際しては、事前に、指定居宅介護サービス事業者と業務委託をすする契約の締結が必要。
- 運営規程に、受託居宅介護サービス事業者の名称及び所在地の明記が必要。

6 体験利用について

長期間の入所・入院から地域生活に移行する場合や、家族と同居しているが将来的にグループホーム等への入居を検討している場合等における、短期間の体験利用が可能になりました。

<サービス提供条件>

- ・利用には、通常の利用と同様に市町の支給決定等の手続が必要。
- ・一時的な利用として、1回あたり連続30日以内かつ年50日以内に限る。
- ・定員の範囲内で実施することとなり、通常の利用者の入院・帰宅中に、当該利用者の居室を体験利用に供することはできない。

7 家賃設定について

入居者から徴収する家賃の総額は、事業者が住居所有者へ支払う賃借料（住居所有者へ支払うその他費用で合理的理由がある場合はその費用も含む）を超えないようにしてください。

8 入所施設・病院の敷地内設置に係る基準の運用について

(神戸市・姫路市・尼崎市・西宮市・明石市を除く)

平成24年10月より、入所施設、病院（以下「施設等」という。）からの地域移行の促進及び入所施設等との連携の推進の観点から、これまで一律に禁止していた敷地内設置を一定の基準を設けて認めています（県独自基準）。

その基準については、地域において自立した日常生活を営む場であることが共同生活援助事業所(以下「GH」という。)の趣旨であることを踏まえ、「独立した建物であり、かつ住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される場合に限る」こととしています。

○ 基準の考え方及び運用について

施設、病院の敷地内でGHの設置申請があった際は、通常の審査に加え、以下の2条件についても審査が行われます。

(1) 建物の独立性

ア 施設、病院の敷地と新規でGHを設置しようとする敷地において、当該敷地間に道路（以下、建築基準法上の道路※を指す。）がない場合、次のア～エの全ての条件を満たす場合は、施設等の敷地内でGHの設置が認められます。

(ア) 塀、柵等（土地の構造上、塀や柵があるのと同等の状況と認められる場合を含む）によりGHと施設、病院等が区分されている。

※ 建物の独立性が保たれる形状であることが必要。

(イ) 共同生活住居の門（入口）が、入所施設・病院と共用となっていない。

※ 表札等を備えるなど入り口としての体裁を有するとともに、実際に入居者が日常的に利用できる場所に設置されていることが必要。

(ウ) 共同生活住居の敷地から道路に直接出ることができる。

(エ) 共同生活住居の外観等が施設、病院と一連の建物とは見なされない。

※建築基準法上の道路

建築基準法第42条第1項の道路

幅が4m以上であり、かつ次のいずれかに該当するもの

ア) 道路法上の道路・都市計画法による道路・土地区画整理法による道路

イ) 建築基準法が適用された際に現に存在していた幅4m以上の道

ウ) 特定行政庁（知事や市長）から指定を受けた私道

建築基準法第42条第2項の道路

建築基準法が適用された際（昭和25年11月23日）に現に建築物が建ち並んでいる幅4

メートル未満の道であって、特定行政庁が指定したもの

- イ 上記要件を審査するため、申請時に以下の書類を申請書類と併せて提出が必要です。
- (ア) 敷地図面又は建物の配置状況等がわかる見取り図及び写真
 - (イ) 共同住居入り口、接道がわかる図面及び写真
 - (ウ) 既存建物を共同住居として利用する場合は、これまでのその建物の利用状況
- ※ 建物の平面図、写真については現在でも添付が必要

(2) 住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保されていること

ア 次に示す着目点を例として、家族や地域住民との交流の機会が確保されているか確認します。

【着目点の例】

- ・ 買い物や散歩、飲食など、周辺地域の人が行う日常的な外出を同様にできる。
- ・ 周辺地域の住民等が容易に訪問することができる。
- ・ 自治会活動など地域活動へ積極的に参加する意向がある。(祭、ゴミステーション清掃、草刈りなどの近隣清掃 等)

イ 上記を確認するため、申請時に以下の書類を申請書類と併せて提出いただきます。

- ・ 交流の機会を確保するための具体的な実施内容等を記載した書面

ウ また、県民局は確認のため、必要に応じて市町に対し意見を求めます。

〔照会項目〕 ・管内及び近隣におけるGHの充足状況

- ・ イの記述内容が確実に実施されそうかどうかについての意見

9 グループホームにおけるホームヘルプの利用について

グループホーム（介護サービス包括型、日中サービス支援型）入居者が、居宅介護の支給決定を受けてホームヘルプを利用することは原則としてできませんが、次のような場合においては、ホームヘルプを利用することが認められています。

① 個人単位でのホームヘルプサービス利用 【令和9年3月末までの経過措置】

重度の障害者が利用するグループホームにおいて、食事や入浴、排せつ時に複数の支援員による対応が必要な場合など、一時的に職員の加配が必要となる状況があることから、下記の要件により、個人単位でのホームヘルプの利用が可能となっています。

対象者	区分4以上、かつ、「個別支援計画への位置づけ」及び「市町の認定」を受けた者
報酬及び加算	居宅介護等を利用した日は、通常の報酬単価よりも低い「個人単位で居宅介護等を利用する場合」の単価を適用。居宅介護等を利用しない日は通常の報酬単価を適用。
人員配置基準	○生活支援員…ホームヘルプ利用者は通常の利用者の1/2の生活支援員の配置が必要 ○サービス管理責任者…ホームヘルプ利用者についても、サビ管の配置基準の適用内（サビ管による個別支援計画の作成が必要）
サービス内容	居宅介護（「身体介護中心（排泄・食事介助、移動・移乗介護等）」で、一時的に個別支援が必要な場合のみ

(注) 実際の利用には市町の支給決定が必要

② 通院等介助の利用

区分1以上の慢性疾患等の障害者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする利用者については、月2回を限度として、居宅介護における通院等介助や通院等乗降介助との併給が可能(市町による支給決定が必要。個別支援計画に通院等介助の位置づけが必要)。

10 グループホームにおける支援の質の確保について

(1) 地域連携会議の開催（※令和7年度から義務化）

利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。

(2) 見学の機会

会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設ける必要があります。

(3) 記録の公表

(1)の報告、要望、助言等についての記録を作成し5年間保存するとともに、これを公表しなければなりません。

(4) 「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」について

令和8年2月26日に、グループホームの適切な事業運営の確保のため、共同生活援助における運営や支援に関するガイドラインが策定され、グループホームの運営や支援内容に関して守られるべき最低限の基準が提示されました。

本ガイドラインに基づいた自己評価を事業所ごとに作成し、法人・事業所内での共有を行うほか、地域連携推進会議で報告し、会議の構成員から客観的な助言を受けること等を通じて、支援の改善につなげる必要があります。

11 臨時応急的な報酬単価の特例について（令和8年度報酬改定）

障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、事業所数の伸びが著しく、収支差率も高いサービス（共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型））について、サービスの質を確保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、令和8年6月1日以降に新規に指定された事業所について、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価（所定単位数の1000分の972に相当する単位数）が適用されます。

(1) 対象サービス

介護サービス包括型、日中サービス支援型

(2) 対象事業所

令和8年6月1日以降に新規指定された事業所（既存事業所については従前どおり）

(3) 応急的な報酬単価

受入れニーズが特に高い重度障害者やサービスが不足している地域（以下配慮措置参照）については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価が適用されます。

【配慮処置】

重度障害者への配慮	・ 重度障害者支援加算（Ⅰ）（Ⅱ） ・ 医療的ケア対応支援加算 ・ 医療連携体制加算（Ⅳ） ・ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）（Ⅱ） ・ 高次脳機能障害者支援体制加算 を算定している場合に、当該算定月の報酬単価について、利用者又は事業所単位で、応急的な報酬単価の適用対象外となる。
離島・中山間地域にある事業所	
自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所	

重度障害者等包括支援

【「重度障害者等包括支援」の定義】（法第5条第9項）

常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものにつき、居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に提供すること

1 利用者像について

障害支援区分6（児童は区分6に相当する者）で、意志の疎通に著しい困難を伴う者

2 事業者指定基準

〔実施主体〕 重度障害者等包括支援以外に、何らかの指定障害福祉サービス（療養介護及び共同生活援助を除く）又は指定障害者支援施設の指定を受けていること。

〔人員基準〕 管理者（兼務可）

サービス提供責任者 1名以上は常勤

※ サービス提供責任者の要件は、「指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第547号）を参照

計画相談支援・障害児相談支援 (※事業所指定は各市町)

1 サービスの概要

- 支給決定時〔サービス利用支援・障害児支援利用援助〕
 - ・支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成。
 - ・支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成。
- 支給決定後〔継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助〕
 - ・サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う。(モニタリング)
 - ・サービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨。

2 対象者

(障害者総合支援法の計画相談支援)

- ・障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害児者
- ※ 介護保険と障害福祉の両方のサービスを利用する場合、市町が介護保険のケアプランで足りると判断すれば、サービス等利用計画の作成を求めない事も可。

(児童福祉法の障害児相談支援)

- ・障害児通所支援を利用するすべての障害者

3 事業者指定基準

〔人員基準〕

・管理者	(業務に支障がない場合は兼務可。 <u>相談支援専門員が利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務を兼務する場合、モニタリングは原則できない。</u>)
・相談支援専門員	

- ※ 原則として、「計画相談支援事業者」と「障害児相談支援事業者」の両方の指定を受けることが必要。(障害児については、者と児のサービスについて一体的に計画を作成する必要があるため)
- ※ 機能強化型の基本報酬を算定している指定特定相談支援事業所であって、かつ、主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合には、常勤専従の社会福祉士または精神保健福祉士である者を新たに「相談支援員」として位置づけて、サービス等利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を行うことが可能。
(機能強化型報酬算定において、0.5人として員数に繰入可能)

- 主たる事業所と一体的かつ独立したサービス提供の場としての「従たる事業所」の特例
- 〔人員基準〕・「従たる事業所」において専従の従業者を1人以上確保
- 〔設備基準〕・「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離がおおむね30分以内で移動可能な距離で、相談支援専門員の業務の遂行上支障がない
- ・利用者の支援に支障がない場合には、基準上必要な設備を設けないことが可能

4 モニタリング期間

市町が相談支援事業者の提案を踏まえて、標準期間を勘案して個別に定める。
 但し、きめ細かいモニタリングが必要な対象者には、標準期間よりきめ細かに実施する。

(標準期間)

対象者		基準
新規サービス利用者		1 月間 ※利用開始から3月のみ
在宅の障害福祉サービス等	集中的支援が必要な者	1 月間
	居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、自立生活援助、短期入所、日中サービス支援型共同生活援助、就労移行支援、就労定着支援、自立訓練	3 月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援	6 月間 ※65 歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は3月間
【施設入所等】 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援		6 月間

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

1 サービスの概要

〔地域移行支援〕

施設に入所している障害者等や病院に長期入院している障害者等が地域で生活することができるよう、住居の確保や相談、同行支援等その他の便宜を提供するサービス。

〔地域定着支援〕

居宅において単身で暮らしている等の障害者等が安定して地域で生活することができるよう、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談や緊急対応等その他の便宜を提供するサービス。

2 対象者

〔地域移行支援〕

- ・ 障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障害者
- ・ 精神科病院に入院している精神障害者（1年以上の入院者中心）等

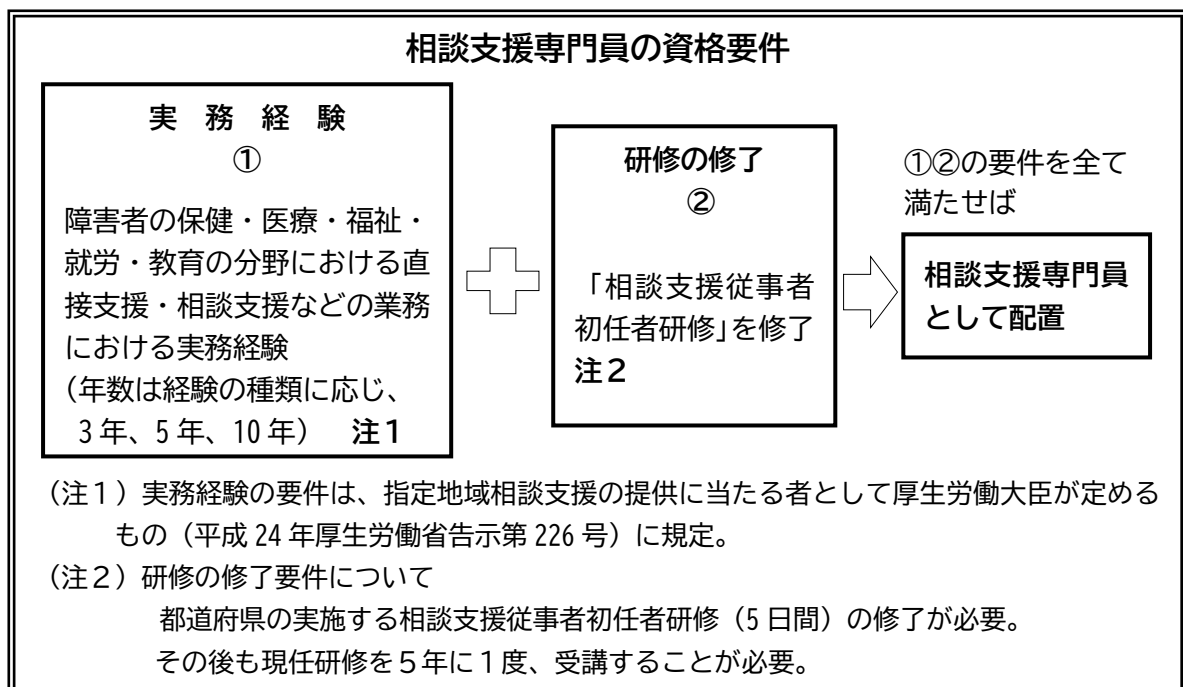
〔地域定着支援〕

- ・ 居宅において単身又は家族の状況等により同居家族による支援を受けられない障害者（グループホーム、宿泊型自立訓練の入所者は対象外）等

3 事業者指定基準

〔人員基準〕

- ・ 管理者（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
- ・ 専従の地域移行支援・地域定着支援従事者（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可。1名以上は相談支援専門員）



※ 相談支援従事者研修の詳細は、県ホームページ
(https://web.pref.hyogo.lg.jp/life/cate3_114.html) に掲載しています。

相談支援専門員の要件となる実務経験について

〔本表は受講者の便宜上、兵庫県において作成したものです。詳細については「指定地域相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第226号）」等の告示をご確認ください。〕

業務範囲	業務内容	必要年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	ア 平成18年10月1日時点で下記の施設等において相談支援業務に従事しており、平成18年9月30日までに必要年数を満たしている者（告示1イ該当） ○ 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業 ○ 精神障害者地域生活支援センター	以3 上 年
	イ 施設等における相談支援業務（告示1ロ(1)～(3)該当） ○ 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、その他これに準じる事業 ○ 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、福祉事務所、その他これに準じる施設 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、その他これに準じる施設	5 年 以 上
	ウ 次のいずれかに該当する者が実施する、病院若しくは診療所における相談支援業務（告示1ロ(4)該当） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※を有する者 (4) イに掲げる施設に従事した期間が1年以上である者	
	エ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける相談支援業務（告示1ホ該当）	
	オ 特別支援学校その他これに準じる機関における就学相談・教育相談・進路相談の業務（告示1ヘ該当）	
②直接支援業務	カ 施設及び医療機関等における介護業務（告示1ニ該当） ○ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、医療法に規定する療養病床、その他これに準じる施設 ○ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業、その他これに準じる事業 ○ 病院若しくは診療所、薬局、訪問看護事業所、その他これに準じる施設	10 年 以 上
③有資格者等	キ 次のいずれかに該当する者が実施する、上記カの直接支援業務（資格取得以前も含む）（告示1ハ該当） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） (3) 保育士（直接支援業務に該当しない保育所へ勤務した期間は、実務経験に換算できない） (4) 児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	通 算 上 記 イ ウ オ と 上
	ク 国家資格等※による業務に5年以上従事している者が実施する、上記①の相談支援業務又は上記②の直接支援業務（告示1ト該当）	以3 上 年

第1 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

第2 直接支援業務

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

※ 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士、公認心理師

(注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものをいう。

V サービス管理責任者について

(1) サービス管理責任者の配置について

下表のサービスの事業者は、個別支援計画の策定やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員に対する技術指導及び助言等を行うサービス管理責任者の配置が必要です。

サービス管理責任者の配置が必要なサービス種類

サービス種類	必要員数（1事業所あたり）
療養介護	●利用者数が60人以下：1以上 ●利用者数が61人以上：利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※ 1人以上は常勤
生活介護	
自立訓練（機能訓練）	
自立訓練（生活訓練）	
就労移行支援	
就労継続支援	
就労定着支援	
自立生活援助	●常勤専従の場合（他の職種との兼務不可） 利用者数が60人以下：1以上 利用者数が61人以上：利用者が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数 ●常勤でない場合 利用者数が30人以下：1以上 利用者数が31人以上：利用者が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数
共同生活援助	●利用者数が30人以下：1以上 ●利用者数が31人以上：利用者が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※ 常勤要件なし（但し、常勤換算で0.5以上の配置が望ましい）

※ 令和元年度からサービス管理責任者等研修の分野は統合されています。

※ 平成30年度までの研修修了者で、令和6年3月末までに更新研修を受講した方は、受講分野に限らず、いずれのサービスにも従事可能です。（但し、更新研修修了後、5年毎に更新研修の受講が必要。）

(注) 表に記載のないサービス種類の事業所（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護、重度障害者包括支援、短期入所、一般相談支援）は、サービス管理責任者を配置する必要はありません。

国から研修要件にかかる経過措置が示されています。

【やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠如した事業所】

当該事由発生後1年間は、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者とみなして配置可能。

※ 該当者が一定の要件を充足した場合については、最長で2年間みなし配置可能。

(2) やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた場合の措置について

やむを得ない事由によりサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置が 認められる場合の考え方

事業所に配置しているサービス管理責任者等が、やむを得ない事由により配置することが困難となった場合に限り、配置誓約書または受講誓約書の提出により、「『変更日から1年以内にサービス管理責任者等の要件を全て満たした者』を配置することを誓約」すれば、「変更日時点で『実務経験要件』を満たしていることが確認できた者」を1年（特定条件を満たす場合2年）間サービス管理責任者等として配置することが可能です。（以下「みなし配置」。）

1 やむを得ない事由に該当する場合

- ・サービス管理責任者等が急死、事故、急病等により勤務不可となった場合
 - ・サービス管理責任者等が自己都合等で急に（事業所に対する事前通告無しに）退職した場合
- ※法人内の人事異動や産休育休など予見できるものは該当しません。
※自己都合による退職であっても、交代までに要する相当と認める期間（概ね30日以上）があった場合は該当しません。

2 やむを得ない事由の認定に必要な届出の流れ

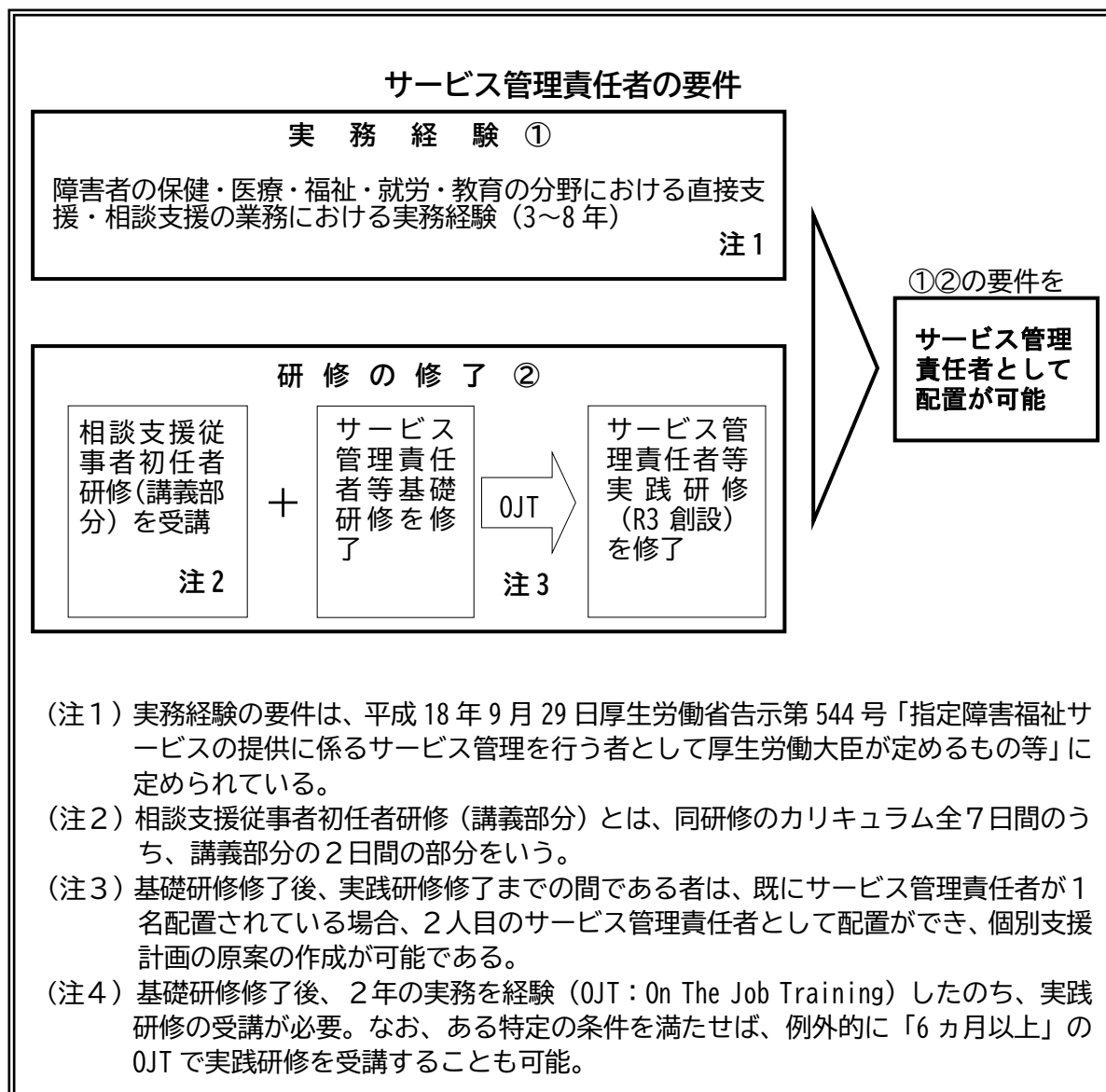
- ①（上記に該当する事由が発生）
- ② 兵庫県ユニバーサル推進課または健康福祉事務所へ電話連絡
申立の内容を審査し、やむを得ない事由と認められるか判断します（場合によっては【申立書（変更に関する詳細な経緯・理由・事業所の運営状況等を記載したもの）】の提出を求めます）
- ③ 「やむを得ない事由」が認められた場合のみ、みなし配置に関する変更届一式（申立書・配置誓約書または受講誓約書※変更届関係様式も同封）を作成・提出してください。

3 具体例

- ① 「入院のため来月末で退職すると申出があった。」⇒退職までに概ね30日以上のある場合は該当しません
- ② 「退職する2週間前に急に申出があった。」⇒法人として予見できないことが認められた場合、該当する可能性があります。
- ③ 「突然連絡が取れなくなり出勤してこない状況が続いている。」⇒事案発生 前後の詳細な経緯等を確認した結果、該当する可能性があります。
- ④ 「サービス管理責任者等が欠如した状態だったが、基礎研修受講済の人員をサービス管理責任者等として新たに雇用する」⇒予測不能な突然の欠如ではないため該当しません
- ⑤ 「みなし配置者がやむを得ない事由により欠如した」⇒基本的には該当しません

(3) サービス管理責任者の要件について

障害者の支援に関する実務経験（内容によって3年～8年）があり、かつ「サービス管理責任者研修」及び「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」を修了することが要件となっている。詳細は以下のとおり。



※サービス管理責任者研修の詳細は、県ホームページ

(https://web.pref.hyogo.lg.jp/life/cate3_114.html) に掲載しています。

サービス管理責任者実務経験一覧表（児童発達管理責任者を除く）

※区分「第1」と区分「第3」の通算可

区分	業務内容	経験年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	第1 相談支援業務 ア 施設等における相談支援業務 ○ 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業 ○ 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター イ 次のいずれかに該当する者が実施する、保健医療機関における相談支援業務 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格（区分「第4」の※印参照）を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が1年以上である者 ウ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援業務 エ 盲学校・聾学校・特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者 オ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務	5年以上
	第2 直接支援業務 カ 施設及び医療機関等における介護業務 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、医療法に規定する療養病床 ○ 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 ○ 保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所 キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務 ク 盲学校・聾学校・特別支援学校における職業教育の業務 ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務 ○ 市町から補助金又は委託により運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所	8年以上
	第3 有資格者 コ 区分「第2」の直接支援業務従事者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も含む） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士 (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5年以上
	第4 国家資格 サ 次のA及びBのいずれにも該当する者 A：区分「第1」から「第3」の実務経験を通算して3年以上の者 B：国家資格による従事期間が通算して3年以上の者 ※国家資格 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士、公認心理師	

相談支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

直接支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

(注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものをいう。

VI 業務管理体制整備について

障害者（児）施設・事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。届出を行っていない事業者については、速やかに届出を行う必要があります。また、届出事項に変更が生じた場合や、サービスを全て廃止した場合等も届出の必要があります。

- 届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

<p>業務管理体制の届出が義務づけられる事業者の種類</p> <p>【障害者総合支援法に基づくもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設（法第51条の2） ・ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（法第51条の31） <p>【児童福祉法に基づくもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定障害児通所支援事業者（法第21条の5の26） ・ 指定障害児入所施設（法第24条の19の2） ・ 指定障害児相談支援事業者（法第24条の38）

- 整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所等の数に応じ定められています。

対象事業者	業務管理体制整備の内容			届出事項
	法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備	定期的な監査の実施	
全ての事業者	○	×	×	事業者の名称等、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、生年月日、住所、職名 法令遵守責任者の氏名、生年月日
事業所数 <u>20</u> 以上	○	○	×	上記に加え、法令遵守規程の概要
事業所数 <u>100</u> 以上	○	○	○	上記に加え、業務執行の状況の監査の方法の概要

- 届出先は下記のとおりです。

区分	届出先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省
② 計画相談支援又は障害児相談支援のみを行う事業者で、全ての事業所等が同一市町内に所在する事業者	各市町
③ 神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市で事業を行う事業者で、全ての事業所等が同一市内に所在する事業者	神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市
④ 上記以外の事業者	
法人が神戸市以外に所在する事業者	法人所在地を所管する各県民局
法人が神戸市に所在する事業者	・障害者総合支援法に基づくもの →県障害福祉課（本庁） ・児童福祉法に基づくもの →県ユニバーサル推進課（本庁）

Ⅶ その他

1 介護給付費等算定届について（報酬告示）

- 指定申請に併せて、給付費を算定するにあたって、あらかじめ報酬区分や加算項目等を「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」によって県に届け出る必要があります。
- 算定の要件等は、報酬告示等を確認してください。

2 指定の有効期間及び更新について（法第 41 条、51 条の 21）

- 指定の有効期間は、原則として 6 年間です。指定通知書に有効期間が記載されていますので、有効期間が終了するまでの間に、更新の手続きを行う必要があります。
- なお、6 年未満で（有効期限の到来までに）指定更新を行うことを妨げるものではありません。同一事業所で複数のサービスの指定を受けており、それぞれの有効期限が異なっている場合に、それらの指定の有効期間をあわせて更新することは可能です。

3 変更の届出について（法第 46 条、51 条の 25）

（1）指定を受けた内容の変更

- 指定事業者等は、事業所の名称、所在地、その他厚生労働省令で定められている事項に変更があった時は、変更があった日から 10 日以内に変更届を提出する必要があります。ただし、一部、事前の変更申請が必要なものがあります。

（2）介護給付費等算定に関する変更

- 変更届の提出時期が加算の算定開始時期に影響しますので、注意してください。

【算定開始時期の取扱い（原則）】

- ア 加算等の算定される単位数が増える場合
届出が月の 15 日以前に行われた場合・・・翌月から算定を開始
届出が月の 16 日以降に行われた場合・・・翌々月から算定を開始
 - イ 加算等の算定される単位数が減る場合、又は加算等が算定されなくなる場合
届出の時期に関わらず、加算等の単位数が減る（又は算定されなくなる）事実が発生した日から算定を行わない。
- ※ 原則であり、加算等の種類によっては上記によらない場合があります。
※ 加算届は、原則、届出に必要な書類が全て揃った後に受理します。不備がないか十分確認し、期限に余裕をもって提出してください。

4 事業廃止・休止の届出について（法第 46 条、51 条の 25）

- 指定事業者等は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の 1 月前までに県知事に休止・廃止届を提出する必要があります。

6 障害福祉サービス事業等開始届等について（法第 79 条）

障害福祉サービス事業を開始するにあたっては、指定申請とは別に、「障害福祉サービス事業等開始届」の届出を行う必要があります。（国又は都道府県が事業主体の場合を除く。）

届け出た内容に変更が生じたときや、事業を廃止・休止しようとするときも、それぞれ届け出る必要があります。

○届出の対象となる事業

ア 障害福祉サービス事業	イ 一般相談支援事業及び特定相談支援事業
ウ 移動支援事業	エ 地域活動支援センターを運営する事業
オ 福祉ホームを運営する事業	
<p>※ 障害者総合支援法第 79 条において、これらの届出対象事業を開始するにあたっては、都道府県知事（政令市、中核市にあってはそれぞれの市長）に届出を行うこととされている。</p> <p>※ 「ア 障害福祉サービス事業」はサービス種類ごとに届出が必要。</p>	

○届出様式（県様式）

区分	届出書の種類	届出根拠	届出先
事業開始時	障害福祉サービス事業等開始届	法第 79 条第 2 項	○事業所所在地の県民局・県民センターへ届出
変更の日から 1 月以内	障害福祉サービス事業等変更届	法第 79 条第 3 項	○事業所所在地が神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市である場合は各市へ届出
廃止（休止）しようとする 1 月以上前	障害福祉サービス事業等廃止（休止）届	法第 79 条第 4 項	